

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」(案)

日本共産党宮城県議会議員団の大内真理です。会派を代表し、ただいま議題になっております、発議第3号、「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)」に反対の立場で討論を行います。

この条例(案)は、県議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改定し、12月に支給する期末手当の基礎額に乗ずる割合を100分の170から、100分の175に改めるものです。

人事委員会勧告に伴う一般職員の勤務手当の改定、特別職員の期末手当の改訂に見合うものとなっています。しかし今、県議会は政務活動費など改革の新たな局面を迎えています。

昨年、現職議長が2代続けて引責辞任した事を受け、政務活動費の適正運用を協議してきた検討会議が、出張で宿泊したホテル・旅館の領収書添付の義務化を見送りました。全国で実費精算への移行が進む中で、定額支給をしている所は、唯一、宮城県のみです。運転代行費用の廃止もまともらず頓挫しました。

不祥事の連鎖から1年が経過し、改革意識の低下を懸念する県民の声も強まっています。

政務活動費の不適切な処理により、議員一人ひとりが厳しい県民の目にさらされている、いまはその「真っ只中」です。

このときに、みずからの報酬引き上げを、2年連続で決めてしまう姿勢は、到底県民の理解を得ることはできないと考えます。

よって、この議案に反対である事を申し上げ、私の反対討論と致します。

以上

